

奈良県外国人材定着支援事業補助金のご案内

奈良県内に事業所を有する中小企業、監理団体及び経済団体が、外国人従業員に対して行う「日本語研修」に係る費用の一部を補助します。

1. 補助対象事業

- 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす日本語研修事業
 - ・県内に所在する事業所に常時勤務する外国人材に対して行うものであること
 - ・カリキュラムの総受講時間が20時間以上確保されていること
 - ・受講生の語学レベルに合わせたカリキュラムが提供されていること
 - ・費用の全部又は一部について、受講生に負担させるものではないこと
 - ・入国後講習ではないこと

2. 補助対象事業者及び対象従業員

- 補助対象事業者
県内に事業所を有する中小企業※1、監理団体※2及び経済団体※3
 - ※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - ※2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体
 - ※3 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他企業の支援や業界等の発展を目的に組織する非営利の組織
- 対象従業員
「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を持ち、本補助事業の実施期間中継続して、県内に事業所を持つ中小企業に直接雇用されている外国籍の従業員

3. 補助内容

- 補助金額
補助率 1/2以内、1補助事業者につき上限20万円
- 補助対象経費
講師謝金・旅費、消耗品費、日本語研修の外部委託費、研修会場の使用料など

4. 申請方法

- 「交付申請書（第1号様式）」に、交付要綱第6条に規定する書類等を添えて、募集期間内に下記の提出先までご送付ください。
- 申請額が予算の上限に達した時点で受付を終了します。

5. 提出・問い合わせ先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係
電話：0742-27-8812（直通）
受付時間：8:30~17:15（土曜、日曜、祝日を除きます。）

(ご参考) 交付申請から補助金交付までの流れ

1. 交付申請

「交付申請書（第1号様式）」に交付要綱第6条に規定する書類（事業計画書等）を添付してご提出ください。

2. 県による交付決定

審査の結果、交付決定となれば、交付決定通知をお送りします。

3. 事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施してください。

4. 実績報告（事業の完了日から起算して1ヶ月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の令和9年3月10日のいずれか早い日まで）

「補助金実績報告書（第7号様式）」に交付要綱第12条に規定する書類を添付してご提出ください。

5. 県による交付額の決定

実績報告の内容を審査の上、補助金額を算定し、県から額の確定通知をお送りします。

6. 補助金の請求

「補助金交付請求書（第10号様式）」により県へご請求ください（5の確定通知書に記載された額）。

※ご不明点はお気軽にお問い合わせください。